主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤仁の上告趣意について。

所論は明かに刑訴四〇五条に定める事由に該当しないし、また同四一一条を適用 すべきものと認められないから同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり 決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年二月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	谷 川	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介